

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告掲載事業実施規程（以下「規程」という。）第4条の規定により、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下「社協」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の種類は、バナー広告とする。

2 広告(広告掲載の決定を受けた者が指定したホームページ又はウェブサイト（以下「広告のリンク先ホームページ」という。）の内容を含む。)は、規程第3条に定めるもののほか、社協の広報媒体としての公共性、品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高さ 天地 60ピクセル
- (2) 幅 左右 150ピクセル
- (3) 容量 10キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF又はJPEG形式の静止画

2 広告掲載の位置は、ホームページのうち社協が指定する位置とし、枠数は、8枠とする。ただし、8枠以上の申込みがあれば、枠数を変更することができる。

3 広告掲載の順位は申込み順とし、掲載位置は上段左を基準として社協が指定する。

(広告掲載の期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、12月を限度とする。ただし、当該期間は年度を超えることはできない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠当たり月額 10,000 円とする。ただし、6 月以上継続して掲載する場合は 5 パーセント相当額を、1 2 月継続して掲載する場合は 10 パーセント相当額を、それぞれ月額料金から割引くものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、社協広報紙及びホームページにおいて行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載申込者は、袖ヶ浦市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次の書類を添付して、社協会長(以下「会長」という。)に申し込むものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容がわかるもの
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類

(広告掲載の決定等)

第8条 会長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、規程第6条の規定により広告掲載の可否を決定し、広告掲載申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、会長が指定する方法及び期日までに提出しなければならない。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、袖ヶ浦市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載(中止・変更)届(様式第2号)により、速やかに会長に届け出なければならない。ただし、第1号に該当するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、広告の掲載を辞退する日の2月前までに届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を中止し、又は辞退するとき。
- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) 広告のリンク先ホームページのURL(アドレス)を変更するとき。
- (4) 広告のリンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、広告掲載申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき。

(広告掲載の中止又は取消し)

第11条 会長は、規程第8条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 会長が指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

(2) 前条第1号の届出があったとき。

(3) 前条第4号の障害が長期に及ぶとき。

(4) 広告及び広告のリンク先ホームページの内容等が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態になっていると認められるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、本会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合、次の表の区分により金額を還付する。

1月当たり閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間未満	月額広告掲載料を当該月日数で除した金額（1円未満切捨て。以下同じ。）
24時間以上480時間未満	月額広告掲載料を当該月日数で除した金額に、当該月の閉鎖時間を24で除した数（端数切り上げ）を乗じた金額
480時間以上	月額広告掲載料相当額

2 前項の規程により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 会長は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の還付以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責任等)

第 1 3 条 規程第 1 0 条に定めるもののほか、広告のリンク先ホームページの内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか広告に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。